

## ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド 勧誘方針

---

ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、金融商品の販売等に関する法律第9条に基づき、勧誘方針を下記のとおり定めます。

---

1. お客様の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らし、サービス内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。
2. お客様にご迷惑となる時間帯や場所では勧誘を行いません。
3. 新聞広告、ホームページ等においても適切な表示を行い、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 本勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、研修体制の充実や社内ルールの整備などに努めます。
5. 法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。